

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課 (室) 名</p> <p>教育総務課</p>
	<p>担当者名</p> <p>小倉 宏美</p>
	<p>電話番号</p> <p>三三〇八</p>
<p>提案理由</p> <p>職員の配偶者同行休業の制度が導入されることに伴い、辞令書の発令形式を定める必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 辞令書に記載する発令の形式を例示する別表に、職員の配偶者同行休業に関する事項等を追加することとした。</p> <p>二 この訓令は、平成二十六年七月十七日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十九号）</p> <p>職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年徳島県条例 号）</p>	
<p>法規審議委員会 要・否</p> <p>要・<input checked="" type="checkbox"/></p>	

片 中 一 般
各 教 育 機 関

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和五十一年教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の32の項②中「第2条第3項」を「同法第2条第3項」に改め、同表の39の項を同表の41の項とし、同表の36の項から38の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の35の項を同表の36の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>37 配偶者同行休業に伴う 任期付採用等</p>		
<p>(1) 採用</p>		
<p>イ 事務局関係</p>		
<p>(イ) 一般職員</p>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 主事に補する 何課（室）勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする</p>	
<p>(ロ) その他の職員</p>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局技師（運転）（技師（業務））を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 何課（室）勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする</p>	
<p>ロ 教育機関関係</p>		
<p>(イ) 一般職員</p>	<p style="text-align: right;">氏名</p> <p>地方公務員法第26条の6第7項第1号</p>	

の規定に基づき（教育機関の種類（名称））事務（技術・専門）職員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事（司書，学芸員）に補する
（（教育機関の名称）勤務を命ずる）
任期は何年何月何日までとする

(ロ) その他の職員

氏名

地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき（教育機関の種類（名称））技師（運転）（技師（業務））を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
（（教育機関の名称）勤務を命ずる）
任期は何年何月何日までとする

ハ 県立学校関係

(イ) 講師等

氏名

地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県立何学校講師（寄宿舎指導員，実習助手）を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

(ロ) 事務職員等

氏名

地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務（技術）職員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事，司書に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
任期は何年何月何日までとする

(ハ) その他の職員

氏名

地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定に基づき徳島県立何学校技師（介

助) (技師(実習)) (技師(業務))
(技師(調理)) (技師(炊事)) (技師(運転)) を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

ニ 小中学校関係
(イ) 助教諭等

氏名
地方公務員法第26条の6第7項第1号
の規定に基づき徳島県何郡(市)何町(村)何学校助教諭(養護助教諭)に任命
する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

(ロ) 事務職員等

氏名
地方公務員法第26条の6第7項第1号
の規定に基づき徳島県何郡(市)何町(村)公立学校事務(栄養)職員に任命
する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事に補する
徳島県立何郡(市)何町(村)何学校勤
務を命ずる
任期は何年何月何日までとする

(2) 任期の更新

イ 事務局 } 共
ロ 教育機関 } 通

職 氏名
((課(室) 又は教育機関の名称) 勤務
を命ずる)
地方公務員法第26条の6第8項の規定
に基づき任期を何年何月何日まで更新す
る

ハ 県立学校関係
(イ) 講師等

職 氏名
地方公務員法第26条の6第8項の規定

	に基づき任期を何年何月何日まで更新する
(ロ) 事務職員等	職 氏名 ((徳島県立何学校) 勤務を命ずる) 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する
ニ 小中学校関係	
(イ) 助教諭等	職 氏名 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する
(ロ) 事務職員等	職 氏名 ((徳島県何郡(市)何町(村)何学校) 勤務を命ずる) 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する
(3) 任期満了による退職	
イ 事務局	} 共通 地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定による任用の期間の満了により本職(その職)を免ずる
ロ 教育機関	
ハ 県立学校	
ニ 小中学校	

記帳のみの際は必ず記帳 | 課や長へ。°

35 配偶者同行休業	
(1) 配偶者同行休業の承認	職 氏名 地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づき何年何月何日から何年何月何日までの期間配偶者同行休業を承認する
(2) 配偶者同行休業の期間の延長	職 氏名 地方公務員法第26条の6第4項において準用する同条第1項の規定に基づき何年何月何日までの間配偶者同行休業の期

<p>(3) 配偶者同行休業の承認の取消し</p>	<p>間の延長を承認する</p> <p style="text-align: right;">職 氏名</p> <p>地方公務員法第26条の6第6項の規定に基づき配偶者同行休業の承認を取り消す</p>
<p>(4) 職務復帰</p>	<p style="text-align: right;">職 氏名</p> <p>職務復帰を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>

附 則

この訓令は、平成二十六年七月十七日から施行する。

改正案			原案		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
種類	発令の形式	摘要	種類	発令の形式	摘要
32 育児休業			32 育児休業		
(1) 育児休業の承認	(略)	(略)	(1) 育児休業の承認	(略)	(略)
(2) 育児休業の期間の延長	職 氏名	地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定に基づき何年何月何日までの間育児休業の期間の延長を承認する	(2) 育児休業の期間の延長	職 氏名	地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第3項において準用する__第2条第3項の規定に基づき何年何月何日までの間育児休業の期間の延長を承認する
(3), (4) (略)	(略)		(3), (4) (略)	(略)	
33 (略)	(略)		33 (略)	(略)	
34 (略)	(略)		34 (略)	(略)	
35 配偶者同行休業					
(1) 配偶者同行休業の承認	職 氏名	地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づき何年何月何日から何年何月何日までの期間配偶者同行休業を承認する			
(2) 配偶者同行休業の期間の延長	職 氏名	地方公務員法第26条の6第4項において準用する同条第1項の規定に基づき何年何月何日までの間配偶者同行休業の期間の延長を承認する			
(3) 配偶者同行休業の承認の取消し	職 氏名	地方公務員法第26条の6第6項の規定に基づき配偶者同行休業の承認を取り消す			
(4) 職務復帰	職 氏名	職務復帰を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)			
36 (略)	(略)		35 (略)	(略)	

37 配偶者同行休業に伴う

任期付採用等

(1) 採用

イ 事務局関係

(イ) 一般職員

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県教育委員会事務局事
務（技術）職員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事に補する
何課（室）勤務を命ずる
任期は何年何月何日までと
する

(ロ) その他の職員

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県教育委員会事務局技
師（運転）（技師（業務）
）を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
何課（室）勤務を命ずる
任期は何年何月何日までと
する

ロ 教育機関関係

(イ) 一般職員

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
（教育機関の種類（名称）
）事務（技術・専門）職員
に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事（司書、学芸員）に補
する
（（教育機関の名称）勤務
を命ずる）
任期は何年何月何日までと
する

(ロ) その他の職員

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
（教育機関の種類（名称）
）技師（運転）（技師（業
務））を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
（（教育機関の名称）勤務
を命ずる）
任期は何年何月何日までと
する

二 県立学校関係

(イ) 講師等

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県立何学校講師（寄宿
舎指導員，実習助手）を命
ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までと
する

(ロ) 事務職員等

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県公立学校事務（技術
）職員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事，司書に補する
徳島県立何学校勤務を命ず
る
任期は何年何月何日までと
する

(ハ) その他の職員

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県立何学校技師（介助
）（技師（実習））（技師
（業務））（技師（調理）
）（技師（炊事））（技師
（運転））を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までと
する

三 小中学校関係

(イ) 助教諭等

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県何郡（市）何町（村
）何学校助教諭（養護助教
諭）に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までと
する

(ロ) 事務職員等

氏名
地方公務員法第26条の6第
7項第1号の規定に基づき
徳島県何郡（市）何町（村
）公立学校事務（栄養）職
員に任命する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
主事に補する

		徳島県立何郡(市)何町(村)何学校勤務を命ずる、 任期は何年何月何日までとする		
(2) 任期の更新				
イ 事務局	} 共通	職 氏名 ((課(室)又は教育機関の名称) 勤務を命ずる) 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
ロ 教育機関				
ハ 県立学校関係				
(イ) 講師等		職 氏名 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
(ロ) 事務職員等		職 氏名 ((徳島県立何学校) 勤務を命ずる) 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
ニ 小中学校関係				
(イ) 助教諭等		職 氏名 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
(ロ) 事務職員等		職 氏名 ((徳島県何郡(市)何町(村)何学校) 勤務を命ずる) 地方公務員法第26条の6第8項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する		
(3) 任期満了による退職				
イ 事務局	} 共通	職 氏名 地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定による任用の期間の満了により本職(その職)を免ずる		
ロ 教育機関				
ハ 県立学校				
ニ 小中学校				
38 (略)		(略)	36 (略)	(略)
39 (略)		(略)	37 (略)	(略)
40 (略)		(略)	38 (略)	(略)
41 (略)		(略)	39 (略)	(略)

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令について

教育総務課

1 改正の理由

本県において、職員の配偶者同行休業の制度が導入されることに伴い、辞令書の発令形式を定める必要がある。

【職員の配偶者同行休業制度】

公務において活躍することが期待される有為な公務員の継続的な勤務を促進する（離職を防止する）ため、公務員が、その身分を保有したまま、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度

○対象職員

一般職に属する職員（臨時職員、再任用職員等及び非常勤職員を除く。）

○休業事由

職員の配偶者が次のいずれかの事由で外国に6月以上にわたり滞在すること。

①外国での勤務

②事業経営その他の個人が業として行う活動（外国において行うもの）

③外国の大学等における修学

○休業の期間

3年を超えない範囲内において職員が申請し、任命権者の承認を受けた期間

2 改正の概要

辞令書に記載する発令の形式を例示する別表に、次の事項を追加する。

（1）配偶者同行休業に関する事項

①配偶者同行休業の承認

②配偶者同行休業の期間の延長

③配偶者同行休業の取消し

④職務復帰

（2）配偶者同行休業に伴う任期付採用等に関する事項

①採用

②任期の更新

③任期満了による退職

3 施行期日

平成26年7月17日から施行する。

（「職員の配偶者同行休業に関する条例」の施行日と同日）